

大竹市無電柱化推進計画

2022 年(令和 4 年) 2 月

大竹市

目次

はじめに.....	1
1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	2
2. 無電柱化推進計画の期間.....	3
3. 無電柱化の推進に関する目標.....	3
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策.....	4
5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項.....	5

はじめに

無電柱化は、1985年（昭和60年）に計画された第1期電線類地中化計画により、災害の防止、安全で快適な通行空間の確保、景観の向上などの観点からその整備が進められているが、近年の激甚化・頻発化する災害による電柱の倒壊対策や歩行者優先の通行空間整備、観光需要の増加による景観への配慮などにより、その必要性・重要性が増している。

このような現状を踏まえ、2016年（平成28年）12月、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにし、推進計画の策定などについて定めた「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）」が施行され、2018年（平成30年）4月及び2021年（令和3年）5月には、無電柱化法第7条に基づき、国が「無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取組を行っている。また、無電柱化法第8条第2項では、「市町村は国及び都道府県が策定した無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされ、2021年（令和3年）3月には、広島県が「広島県無電柱化推進計画」を策定している。

本計画は、無電柱化法に基づき、本市管理道路における無電柱化の基本的な方針、計画、施策などについて定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 本市における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、2016年（平成28年）12月に無電柱化法が施行される以前の昭和60年代から、道路占有者をはじめ関係者の協力により晴海地区を中心に整備を進めてきた。

市管理道路については、2021年（令和4年）1月末時点において、約1.60kmで無電柱化が完了しており、その他市内の国道においても整備が進んでいる。

路線	方式	延長(km)	整備時期
晴海1号線	要請者負担	0.16	昭和62(1987)年
晴海2号線	要請者負担	0.25	昭和62(1987)年
晴海3号線	要請者負担	0.19	昭和62(1987)年
晴海4号線	要請者負担	0.09	昭和62(1987)年
晴海5号線	要請者負担	0.26	昭和62(1987)年
晴海6号線	要請者負担	0.20	昭和62(1987)年
小方1号線	要請者負担	0.26	昭和62(1987)年
晴海15号線	要請者負担	0.19	平成23(2011)年

(※) 無電柱化方式

・電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

・自治体管路方式

管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

・要請者負担方式

要請者が整備する方式。

・単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

・軒下配線方式、裏配線方式

各宅地の軒下や主要な通りの裏通りに配線する方式。

2) 今後の無電柱化の取組

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図る観点から、無電柱化を推進していく必要がある。市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により魅力あふれる美しい街並みをつくり、安全・安心な暮らしを確保する。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化を推進する道路は、次の目的に該当する市管理道路とし、沿線住民や電線管理者など関係者の協力が得られた範囲から実施に向けた検討を行うものとする。

①防災・減災・国土強靱化

緊急輸送道路や重要物流道路などの物流ネットワークに寄与する道路や災害拠点施設への避難路

②安全・円滑な交通確保

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」に基づく特定道路など、バリアフリー化が必要な道路や安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路

③景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律などに位置付けられた地域、その他観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

2. 無電柱化推進計画の期間

本市における無電柱化推進計画の期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 3 年間とする。なお、2025 年度（令和 7 年度）以降については、本市の実情やニーズを踏まえて計画の見直しを行う。

3. 無電柱化の推進に関する目標

本市における無電柱化の推進に関する目標は、次表のとおりとし、計画期間内での整備完了を目指す。

表 無電柱化を実施する路線

路線	方式	延長(km)	整備時期	摘要
駅小島新開線	調整中	0.10	2024 年(令和 6 年)度	大竹駅東口広場内
駅前油見線	電線共同溝	0.10	2024 年(令和 6 年)度	大竹駅西口広場内
油見新町 1 号線	電線共同溝	0.10	2023 年(令和 5 年)度	西口広場隣接区間
北栄南栄 1 号線	調整中	0.10	2024 年(令和 6 年)度	東口広場隣接区間

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化の整備手法

無電柱化は、一般的な整備手法である電線共同溝方式により実施することを基本とする。なお、浅層埋設や小型ボックス活用など低コスト手法の導入について、電線管理者と協議しながら検討を進め、コスト削減に取り組む。

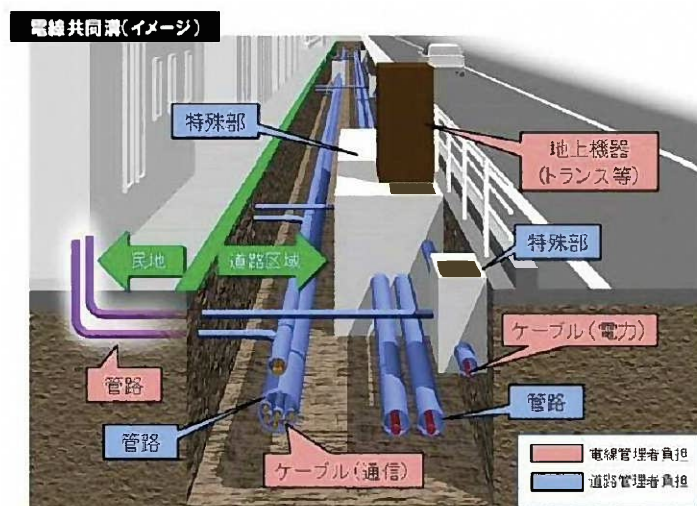


図 電線共同溝イメージ (出典：国土交通省ホームページ)

2) 新設電柱の占用禁止又は制限

道路法（昭和27年法律第180号）第37条に基づき、無電柱化の対象道路について、今後、各電線管理者との調整を行ったうえで、新設電柱の占用を禁止又は制限する措置を検討する。

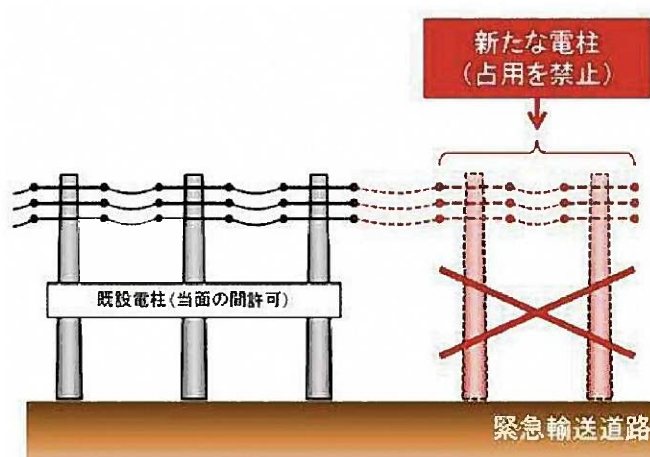


図 新設電柱の占用制限イメージ (出典：国土交通省ホームページ)

3) 関係者間の連携強化

①中国地区電線類地中化協議会との連携

中国地区電線類地中化協議会広島支部を活用し、無電柱化の計画の推進に向けて電線管理者などと合意に向けた調整を行う。

②道路占用者との連携

無電柱化を計画する道路において、水道やガスなどの地下埋設物の工事が実施される場合は、無電柱化の支障とならないよう調整を行う。

③地元協議会の設置

地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じて地元関係者の協力を得て協議会を設置し、無電柱化への協力を求める。

④他事業との連携

無電柱化を実施するに当たり、道路改良事業や街路事業、交通安全事業などの他事業と連携して計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化の実施状況や効果などについて、広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国や県、電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、情報共有を図る。